住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 17 日（土）14:00～15:30　和泉市コミュニティセンター1 階大会議室

意見概要	市の回答
有権者に投票に関する情報を浸透させることができるのか。	本日が第１回目であるが、これから２１小学校校区で丁寧に説明するとともに１１月５日の告示日までに資料を戸別配布する。住民投票については、今後も様々な手段で周知啓発を続けていく。
住民投票を行うことで市民が２分され、しこりが残る。住民投票条例案に賛成した１２人の議員の氏名と、それぞれの庁舎移転の意思について。	１２名の議員名は山本議員、友田議員、知覧議員、坂本議員、大浦議員、スペル・デルフィン議員、森議員、関戸議員、松田議員、杉本議員、金児議員、小林議員。 庁舎移転の意思ははっきりと把握できていない。
１１月２２日に府知事選に相乗りするということだが、投票所での選挙協力員も増やさないといけないのではないか。	各投票所については、１～２名の増員が必要であるが、登録いただいている選挙協力員で充足すると考えている。ただし、投票所によっては選挙協力員が不足する場合もあるが、職員や臨時職員で対応予定。
住民投票のためにどれだけの費用が必要か。	費用については概算として約２，２３８,７０００円。
最終的に市議会で判断するなら、何のために住民投票するのか。	庁舎移転に関しては、議会で３分の２以上の議員の同意が必要となることが地方自治法で定められている。住民投票は諮問型であり、法律上拘束はできないが、住民投票は非常に重い市民の意思表示と考えており、移転に賛成という票が３分の２を超えるなら、市長として移転条例を提案していく。 議員も市民の意見を尊重し、ねじれのないように取組んでいただけるものと考えている。

意見概要	市の回答
急に住民投票となり、あまりわからないまま実施するにもかかわらず、最終的に市議会で議論するのであれば無駄ではないか。 なぜ住民投票を実施するのか。	住民投票条例は議員提案により可決されたので、市として理由についてお答えできないが、仮に移転するのであれば和泉中央住宅展示場跡地については、ＵＲ都市機構として来年３月末までしか待てない、それ以降は分譲を始めたいとの意向を聞いており、時間的制約もある中で、今回の住民投票となった。 できるだけ正確で迅速な情報提供に努める。
比較表の「地震の危険度」中「周辺の建物全壊率」が現庁舎敷地は２１～３０％、和泉中央が６～１０％となっているが、この意味は何か。誘導しているように見える。	倒壊率については客観的な数値であり誘導の意図はない。
「周辺の建物全壊率」を記載する意図は何か	倒壊率が高いと、市役所周辺の道路がふさがってしまう可能性があり、救急車両が通りにくくなることも考えられる。 また、一方で倒壊率が高いということは、災害時に被害を受ける方も多いと言える事から、防災拠点である市役所が近くにある方が良いとも言え、判断としては難しいところと考える。
移転したときには市役所近隣住民には不満が残ると思うが、その場合の対策案を知りたい。	仮に庁舎移転となった場合、和泉中央には和泉シティプラザという出張所機能をもつ施設があるので、現庁舎のある北西部地域にも同様の行政サービス施設が必要と考えている。 どういった形でという具体案はまだないが必要性は認識している。
庁舎に関して和泉中央付近の住民が現状不満に思っていることは何か。またどのような対策を考えているのか。	南部地域の人については車で来るにも１時間かかるという声もあり、現在もコミュニティバスの運用など改善策も検討しているが、今後とも検討課題である。
投票率が３０％とした場合、そのうちの３分の２ということは２	投票率が低い場合でも市民の意思として尊重したい。

意見概要	市の回答
０％の意思となるが、この意見を聞いただけで移転の判断となるのがおかしいと思う。	また、住民投票を実施するからには、投票率を上げたいと考えており、より多くの人に投票に来ていただけるように周知啓発に取組んでいきたい。
現在地と移転で１７億ほどの差があるが、土地については路線価で見ている。実際にＵＲ都市機構からはどれくらいの金額で買えると考えているのか。	用地購入費については路線価であり、実際の購入額の想定ということについては、実際の売買価格は土地の鑑定評価を行なった上でのことであり、現在は把握できていないが、高くなることは間違いないと考えている。
横浜市でマンションの偽装もあり、きちんと杭打ちも行っていく中で、建設費も高くなってくると思う。これによって判断も変わってくる人もいるのではないか。 移転する方が工事費が高くなるのではないか。	杭打ちについて、必要かどうかはボーリング調査が必要であり、その状況により、工事費も大きく変わる。 現時点では、ボーリングも行っていないので工事費には反映していない。ただし、和泉中央住宅展示場跡地は周りに法面があるものの盛土でなく、切土地盤と聞いている。
住民投票には反対。 市役所移転という大事な問題をこのような資料だけで市民に問うのは大きな間違いで、議会でしっかり議論して決定すべきである。	行政としては現地という方向性を示したが、和泉中央が望ましいと言う議員も多く住民投票となった。 住民投票はまだ確立された制度ではないが、住民が自分たちの地域を良くしていこうとして判断していくものである。市民が主役となるような住民投票になるよう努めていく。
建設場所を確定する前に用地交渉を進められないのか。確定してから交渉すると、交渉により買収価格がつり上げられるのではないか。	用地買収するときは、土地の鑑定評価が必要であり、土地の価格は地主との交渉の中で決定するのではなく、不動産鑑定士２社の鑑定評価額の平均値で買収価格を決定するものである。
住民投票により、地権者にも心労をお掛けしていると思うので配慮してほしい。	今回、住民投票を実施することになり、地権者の方にはたいへんなご心労をお掛けしているので、市としても地権者にきちんと配慮して

意見概要	市の回答
	いきたい。
歴史的背景が大きく違う。 和泉市は長い歴史を持ち、歴史を大切にしている。現庁舎敷地に市役所があるべきである。	
他市町との連携で大和川以南、和歌山まで見ても、南海本線、ＪＲ、国道２６号と全て海側に行政機能があるので、現地建て替えが相応しいと考える。	
投票結果の３分の２がないと移転しないというルールについて、市町村事業について住民投票によってこのようなルールで実施した例はあるか。 ３分の２は理解しづらい。小牧市の図書館の件で住民投票や、山陰でも滋賀県でも庁舎の件で住民投票を実施していたが半数というのが常識だと思う。	条例の中で３分の２とされているものもある。 本来であれば、間接民主制のもと、市民を代表する議会が決める案件を今回は直接民主制である住民投票によって決めるものである。 移転の場合は、市議会において３分の２の賛成が必要となるわけであり、今回はその判断を市民に決めていただくのだから、同じハードルが必要であると考えている。 いろいろな意見はあるが、市長としては、この度の庁舎移転と言う案件は非常に重いことから、３分の２を超える同意がないと移転はせずに、現地建て替えをするという判断の基準を示させていただいた。
庁舎建設のタイムスケジュールを教えて欲しい。	住民投票結果を受けて、今年度中には市としての方向性を決めたいと考えており、いずれの場所であれ、基本計画、基本・実施設計に入り、建設工事へと流れ、大まかな予定では新庁舎が建設され、新庁舎で業務開始できるのは平成３４年当初くらいを見込んでいる。
市が２年間かけてこれまで検討し出された判断、あるいは反対された議員はどういう点で反対されたのかを資料として出してもらいた	住民投票をする上では公平公正な情報提供をする必要があり、この資料に市の考えなどを記載することはできない。

意見概要	市の回答
い。	お手数ではあるが、これまでの庁舎整備特別委員会での資料や議事録は市役所のホームページや議会ホームページに掲載されているので参照をお願いしたい。